

議第 7 5 号

令和 5 年度各務原市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度各務原市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 352,460 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,909,324 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		12,049,286	75,953	12,125,239
	1 国庫負担金	6,830,944	63,691	6,894,635
	2 国庫補助金	5,132,929	12,262	5,145,191
17 県支出金		4,212,150	35,183	4,247,333
	1 県負担金	2,639,140	31,845	2,670,985
	2 県補助金	1,306,870	3,338	1,310,208
18 財産収入		96,962	9,311	106,273
	1 財産運用収入	91,962	9,311	101,273
21 繰越金		1,409,522	219,413	1,628,935
	1 繰越金	1,409,522	219,413	1,628,935
23 市債		5,531,000	12,600	5,543,600
	1 市債	5,531,000	12,600	5,543,600
歳 入 合 計		61,556,864	352,460	61,909,324

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		356,623	1,241	357,864
	1 議会費	356,623	1,241	357,864
2 総務費		5,005,529	21,345	5,026,874
	1 総務管理費	4,042,357	750	4,043,107
	2 徴税費	603,697	△ 4,373	599,324
	3 戸籍住民基本台帳 費	231,188	24,430	255,618
	4 選挙費	53,040	△ 272	52,768
	5 統計調査費	37,920	△ 251	37,669
	6 監査委員費	37,327	1,061	38,388
3 民生費		17,061,240	124,720	17,185,960
	1 社会福祉費	6,561,280	22,589	6,583,869
	2 高齢福祉費	655,449	△ 1,761	653,688
	3 児童福祉費	8,065,955	97,349	8,163,304
	4 生活保護費	1,736,911	1,659	1,738,570
	5 国民年金費	33,345	4,884	38,229
4 衛生費		7,109,280	13,519	7,122,799
	1 保健衛生費	2,218,970	6,607	2,225,577
	2 環境費	4,890,310	6,912	4,897,222
5 労働費		74,783	△ 13,485	61,298
	1 労働諸費	74,783	△ 13,485	61,298
6 農林水産業費		467,361	△ 2,753	464,608
	1 農業費	141,992	△ 1,957	140,035

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	2 畜産業費	30,151	△ 998	29,153
	3 農地費	244,791	28	244,819
	4 林業費	50,427	174	50,601
7 商工費		2,244,611	△ 7,981	2,236,630
	1 商工費	2,244,611	△ 7,981	2,236,630
8 土木費		4,592,386	△ 516	4,591,870
	1 土木管理費	432,075	2,051	434,126
	2 道路橋梁費	1,883,642	1,164	1,884,806
	3 河川費	109,993	△ 3,787	106,206
	4 都市計画費	1,556,285	△ 1,750	1,554,535
	5 住宅費	610,391	1,806	612,197
9 消防費		2,247,065	△ 21,218	2,225,847
	1 消防費	2,247,065	△ 21,218	2,225,847
10 教育費		11,727,187	24,040	11,751,227
	1 教育総務費	1,211,520	129	1,211,649
	2 小学校費	1,090,814	△ 8,795	1,082,019
	3 中学校費	483,857	9,236	493,093
	4 特殊学校費	2,784,165	△ 639	2,783,526
	6 社会教育費	1,693,137	1,906	1,695,043
	7 保健体育費	3,140,527	22,203	3,162,730
13 諸支出金		5,629,448	213,548	5,842,996
	2 繰出金	5,572,211	204,237	5,776,448
	3 基金費	57,237	9,311	66,548

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
歳出合計		61,556,864	352,460	61,909,324

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外国人市民のための 窓 口 通 訳 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	1,800
R P A 運 用 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	3,597
A I - O C R 運 用 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	1,287
総合福祉会館運営管理事業	令和5年度から 令和10年度まで	235,226
福祉センター運営管理事業	令和5年度から 令和10年度まで	625,965
福祉の里運営管理事業	令和5年度から 令和10年度まで	1,652,427
川島会館運営管理事業	令和5年度から 令和10年度まで	185,473
那加第一小学校放課後児童クラブ ト イ レ 改 修 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	999
鵜沼中保育所 解 体 撤 去 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	93,020
勤労会館運営管理事業	令和5年度から 令和10年度まで	66,660
ものづくりビジネスマッチング支援事業	令和5年度から 令和6年度まで	3,600
産業振興施設運営管理事業	令和5年度から 令和10年度まで	98,964
リバーサイド21運営管理事業	令和5年度から 令和7年度まで	50,963
大塚山緑地法面对策事業	令和5年度から 令和6年度まで	6,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 イ ン タ ー ホ ン 整 備 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1, 1 5 7
小 学 校 校 舎 外 壁 等 改 修 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	6, 3 7 2
小 学 校 体 育 館 大 規 模 改 修 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	8, 0 7 4
小学校校舎給水管等改修事業（その１）	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	6, 2 7 7
小学校校舎給水管等改修事業（その２）	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1 1 8, 6 2 7
小 学 校 給 食 室 改 修 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1, 5 9 5
小学校体育館照明設備改修事業（その１）	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	8 4 3
小学校体育館照明設備改修事業（その２）	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	2 3, 0 6 7
中 学 校 プ ー ル 防 水 等 改 修 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1 2, 9 7 1
中 学 校 イ ン タ ー ホ ン 整 備 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	2 8 9
中学校校舎給水管等改修事業（その１）	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	7, 6 6 0
中学校校舎給水管等改修事業（その２）	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1 3 0, 1 5 0
中学校体育館照明設備改修事業（その１）	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1, 6 8 5
中学校体育館照明設備改修事業（その２）	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1 3, 5 9 3

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中 学 校 体 育 館 空 調 設 備 整 備 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1 7 , 5 7 4
新 特 別 支 援 学 校 ス ク ー ル バ ス 購 入 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1 7 2 , 7 3 6
皆 楽 座 運 営 管 理 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	1 2 , 0 5 4
中 央 図 書 館 受 変 電 設 備 等 改 修 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	8 2 , 3 9 1
体 育 施 設 運 営 管 理 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	1 , 2 4 4 , 7 4 1

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小 学 校 教 師 用 教 科 書 ・ 指 導 書 購 入 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	42,200	令和5年度から 令和6年度まで	66,334

第3表 地方債補正
(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債 (水道事業)	千円 12,600	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、銀行 その他の場合に は借入先と協 定し、その条件に従 うものとする。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若し くは低利に借り換 えすることができる。

議第 7 6 号

令和 5 年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度各務原市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,218,947千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 県支出金		9,866,992	150,000	10,016,992
	1 県補助金	9,866,992	150,000	10,016,992
歳 入 合 計		14,068,947	150,000	14,218,947

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 保険給付費		9,738,740	150,000	9,888,740
	1 保険給付費	9,738,740	150,000	9,888,740
歳 出 合 計		14,068,947	150,000	14,218,947

議第 7 7 号

令和 5 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度各務原市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,053 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,859,414 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 国庫支出金		2,670,954	7,992	2,678,946
	2 国庫補助金	481,943	7,992	489,935
5 支払基金交付金		3,254,317	9,720	3,264,037
	1 支払基金交付金	3,254,317	9,720	3,264,037
6 県支出金		1,719,379	4,500	1,723,879
	1 県負担金	1,719,379	4,500	1,723,879
9 繰入金		2,129,776	26,841	2,156,617
	1 一般会計繰入金	1,829,776	26,841	1,856,617
歳 入 合 計		12,810,361	49,053	12,859,414

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		227,963	13,051	241,014
	1 総務管理費	227,963	13,051	241,014
3 地域支援事業費		601,250	36,002	637,252
	1 地域支援事業費	601,250	36,002	637,252
歳 出 合 計		12,810,361	49,053	12,859,414

議第79号

令和5年度各務原市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度各務原市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度各務原市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
改良事業費	1,510,977 千円	24,412 千円	1,535,389 千円
（収益的収入及び支出の補正）			

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	2,783,730 千円	112,078 千円	2,895,808 千円
第2項 営業外収益	359,514 千円	112,078 千円	471,592 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	2,707,356 千円	51,069 千円	2,758,425 千円
第1項 営業費用	2,573,741 千円	51,069 千円	2,624,810 千円
（資本的収入及び支出の補正）			

第4条 予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,575,692 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 121,174 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,204,483 千円及び当年度分損益勘定留保資金 250,035 千円で補てんするものとする。）

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	104,220 千円	81,502 千円	185,722 千円
第1項 負担金	104,220 千円	12,600 千円	116,820 千円
第2項 企業債	0 千円	12,600 千円	12,600 千円
第8項 補助金	0 千円	56,302 千円	56,302 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,737,002 千円	24,412 千円	1,761,414 千円
第1項 建設改良費	1,528,661 千円	24,412 千円	1,553,073 千円
（債務負担行為の補正）			

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水質改善処理施設整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	59,213 千円

(企業債の追加)

第6条 予算第5条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第5条の2 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 12,600	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	302,972 千円	△2,617 千円	300,355 千円
(他会計からの補助金の追加)			

第8条 予算第7条の次に次の1条を加える。

(他会計からの補助金)

第7条の2 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、168,380千円である。

令和5年11月28日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第 80 号

令和 5 年度各務原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度各務原市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 5 年度各務原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第 1 1 款	下水道事業収益	2,911,354 千円	△3,584 千円	2,907,770 千円
第 2 項	営業外収益	1,157,895 千円	△3,584 千円	1,154,311 千円
支 出				
第 2 1 款	下水道事業費用	2,945,344 千円	△3,584 千円	2,941,760 千円
第 1 項	営業費用	2,574,517 千円	△3,584 千円	2,570,933 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	140,699 千円	△3,584 千円	137,115 千円

令和 5 年 11 月 28 日提出

各務原市長 浅 野 健 司